

「| 上益城 農業協同組合 | 上益城郡甲佐町白旗 543-1 |」に改める。

**熊本県告示第 83 号**

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨益城町長から届出があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 17 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区域	変更後の大字	変更後の字
小 谷	下笹尾	1062 の 2	小 谷	西高遊
小 谷	笹 尾	1105	小 谷	西高遊

**熊本県告示第 84 号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成 17 年 1 月 26 日から 60 日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 道路の種類、路線名及び指定する道路の区間
 

道路の種類	路線名	指定する道路の区間
主要地方道	熊本高森線	熊本市城山上代町 203 番 1 地先から 熊本市田崎二丁目 2 番 6 地先まで
主要地方道	熊本嘉島線	熊本市川尻二丁目 5 番 1 地先から 熊本市川尻四丁目 13 番 1 地先まで
一般県道	熊本空港線	熊本市出水三丁目 4 番 18 地先から 熊本市出水一丁目 1 番 23 地先まで
一般県道	瀬田熊本線	熊本市新屋敷二丁目 27 番 9 地先から 熊本市新屋敷一丁目 4 番 15 地先まで
一般県道	熊本空港線	熊本市画図町下江津 259 番 10 地先から 熊本市江津二丁目 443 番 1 地先まで
- 2 指定する期日 平成 17 年 1 月 17 日

**熊本県告示第 85 号**

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 17 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 しゅん功認可年月日  
平成 17 年 1 月 18 日
- 2 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 丸島漁港管理者 熊本県  
水俣市陣内一丁目 1 番 1 号 水俣市
- 3 埋立区域
  - (1) 位置  
水俣市祇園町 19、22 及び 186 地先公有水面
  - (2) 区域  
次の 1 の地点から 13 の地点までを順次直線で結んだ線及び 13 の地点と 1 の地点を結ぶ平成 6 年秋分の日における満潮位（DL + 3.48 メートル）の公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
    - 1 の地点 丸島漁港基準点 2（北緯 32 度 12 分 42 秒、東経 130 度 23 分 20 秒）から  
236 度 20 分 02 秒 157.264 メートルの地点
    - 2 の地点 基準点 2 から 244 度 53 分 00 秒 157.667 メートルの地点
    - 3 の地点 基準点 2 から 297 度 13 分 16 秒 86.526 メートルの地点
    - 4 の地点 基準点 2 から 296 度 23 分 40 秒 73.033 メートルの地点
    - 5 の地点 基準点 2 から 295 度 54 分 47 秒 73.093 メートルの地点
    - 6 の地点 基準点 2 から 192 度 37 分 07 秒 7.855 メートルの地点
    - 7 の地点 基準点 2 から 199 度 41 分 24 秒 12.310 メートルの地点
    - 8 の地点 基準点 2 から 267 度 14 分 18 秒 21.308 メートルの地点
    - 9 の地点 基準点 2 から 222 度 30 分 24 秒 93.617 メートルの地点
    - 10 の地点 基準点 2 から 211 度 12 分 37 秒 91.971 メートルの地点
    - 11 の地点 基準点 2 から 222 度 04 分 14 秒 131.109 メートルの地点
    - 12 の地点 基準点 2 から 221 度 49 分 54 秒 132.191 メートルの地点
    - 13 の地点 基準点 2 から 222 度 26 分 19 秒 137.669 メートルの地点

## (3) 面積

9,200.04 平方メートル

## 4 埋立地の用途

漁港施設用地

公用・公共用施設用地

## 5 関係書類の備置場所

熊本県林務水産部漁港課及び水俣市農林水産課

## 熊本県告示第 86 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき公有水面埋立てを免許したので、同法第 11 条の規定により次のとおり告示する。

平成 17 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 免許年月日

平成 17 年 1 月 18 日

## 2 免許を受けた者の住所及び氏名

天草郡五和町大字御領 2943 番地 御領漁港管理者 五和町

## 3 埋立区域

## (1) 位置

天草郡五和町大字御領字濱田 7775 の 1、7767 の 19 及びこれらの区域に介在する無番地（道路）並びに 7775 の 1 及び 7775 の 2 に隣接する無番地（堤）地先公有水面

## (2) 区域

次の①の地点から⑨の地点までを順次直線で結んだ線及び⑨の地点と①の地点を結ぶ平成 16 年春分の日満潮位（DL + 3.75 メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 天草郡五和町大字御領字濱田 7775 の 1 地内 地籍図根多角点 SS11-9（北緯 32 度 31 分 09.70355 秒、東経 130 度 11 分 38.78177 秒）から 234 度 10 分 27 秒 27.701 メートルの地点

②の地点 ①の地点から 129 度 14 分 59 秒 46.946 メートルの地点

③の地点 ②の地点から 39 度 14 分 24 秒 3.100 メートルの地点

④の地点 ③の地点から 129 度 14 分 58 秒 30.402 メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から 219 度 15 分 58 秒 3.100 メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 129 度 14 分 53 秒 4.000 メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 87 度 14 分 55 秒 4.000 メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から 177 度 12 分 04 秒 0.225 メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から 87 度 15 分 05 秒 52.905 メートルの地点

## (3) 面積

4,247.98 平方メートル

## 4 埋立てに関する工事の施行区域

## (1) 位置

天草郡五和町大字御領字濱田 7775 の 1、7767 の 19 及びこれらの区域に介在する無番地（道路）並びに 7775 の 1 及び 7775 の 2 に隣接する無番地（堤）地内及び地先公有水面

## (2) 区域

次のイの地点からチの地点を順次直線で結んだ線及びチの地点とイの地点を直線で結ぶ線により囲まれた区域

イの地点 天草郡五和町大字御領字濱田 7775 の 1 地内 地籍図根多角点 SS11-9（北緯 32 度 31 分 09.70355 秒、東経 130 度 11 分 38.78177 秒）から 232 度 19 分 11 秒 78.804 メートルの地点

口の地点 イの地点から 129 度 15 分 08 秒 111.225 メートルの地点

ハの地点 口の地点から 87 度 15 分 05 秒 92.064 メートルの地点

ニの地点 ハの地点から 344 度 17 分 43 秒 103.539 メートルの地点

ホの地点 ニの地点から 267 度 16 分 44 秒 57.081 メートルの地点

ヘの地点 ホの地点から 317 度 34 分 08 秒 8.424 メートルの地点

トの地点 ヘの地点から 287 度 49 分 26 秒 25.914 メートルの地点

チの地点 トの地点から 278 度 38 分 48 秒 23.001 メートルの地点

## (3) 面積

13,939.49 平方メートル

## 5 埋立地の用途

漁港施設用地

## 熊本県告示第 87 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 号の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 1 月 26 日

熊本県知事 潮 谷 義 子